

指定公共機関の災害発生時の体制

平成15年9月2日

日本貨物鉄道株式会社

日本貨物鉄道株式会社の防災対策について

日本貨物鉄道株式会社（ＪＲ貨物）は、全国で唯一の貨物鉄道会社として、また第２種鉄道事業として１９８７年４月に発足した。

会社発足と同時に災害対策基本法に基づき指定公共機関の指定を受けた。

このため、災害・鉄道事故の予防、応急対策及び復旧に関する業務について「日本貨物鉄道株式会社防災規程」を制定し、総合的な計画とともに防災活動に即応する体制を整えた。また、指定公共機関として、その業務に係る防災に関する計画を作成し及び法令に基づきこれを実施するとともに、法律（災害対策基本法）の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について当該都道府県及び市町村に対し協力する責務を有することとしている。

ＪＲ貨物の防災業務計画の主な内容は次のとおりです。

１ 目的

災害対策基本法に基づいて定める防災業務計画であって、ＪＲ貨物が管理運営する貨物鉄道事業に係わる車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に実施するとともに防災活動の総合的かつ有機的な促進をはかることを目的としている。

２ 方針

輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮しうよう、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し広域自然災害に対応する防災施策を確立するとともに、各旅客鉄道会社等及び関係行政機関等との密接な連携をはかり、万全の措置を講じることをもって、その基本方針としている。

３ 防災体制

（１）施設に対する防災対策

災害の発生に対処するため、施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、整備計画をたて推進をはかることとしている。

(2) 災害対策本部の設置・運営

災害が発生した場合は、当該災害の規模その他の状況により、支社及び当該支社に災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧の推進をはかることとしている。また、震度6以上の地震が貨物列車運転区域で発生した場合及び事故・災害等により多大な輸送障害が想定される場合は、緊急連絡の有無にかかわらず全員出勤する体制としている。

事故・災害が関東地区で発生した場合で、本社の指令機能が麻痺し本社・支社間の通信が途絶えた際には、本社の体制が整うまでの間、本社列車の運行指令権を支社に委任する体制としている。

この場合、東日本エリアは東北支社長が、また西日本エリアについては関西支社長が、それぞれ社長代行を行う体制としている。

4 災害予防

(1) 防災上必要な教育

防災業務関係に従事する社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及を図り防災対策の推進をはかっている。

(2) 防災上必要な訓練

防災業務関係に従事する社員に対し、防災対策、災害復旧等に必要な技能を養成し、迅速・適切な災害復旧活動を遂行できるよう訓練を行うとともに、共同訓練等に参加させ情報れんらく、予防措置等災害防止に関する知識の習得を推進している。

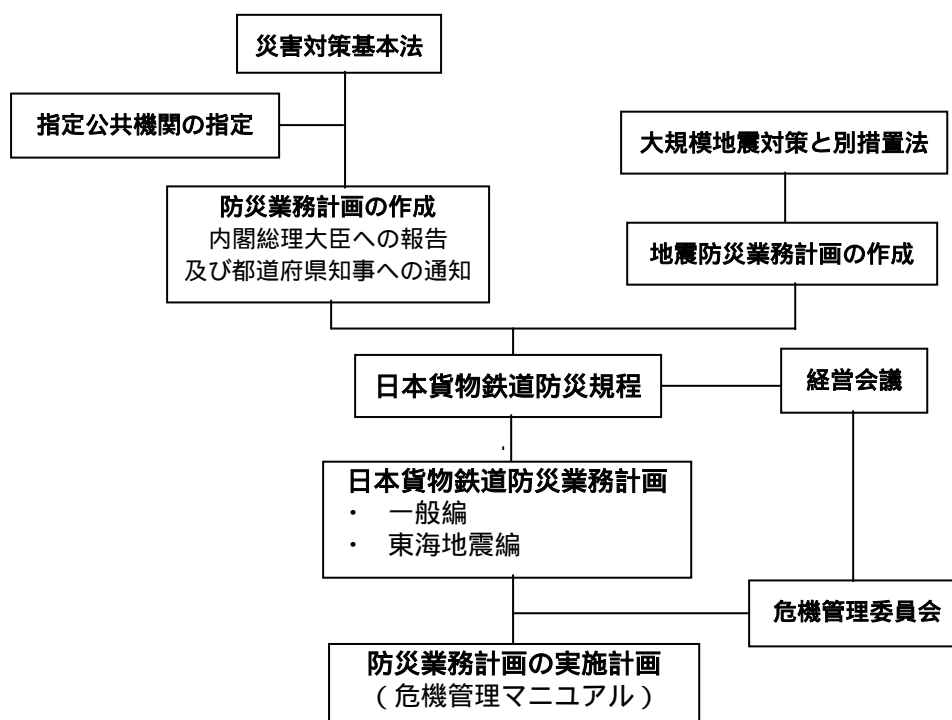
5 危機管理マニュアル

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、貨物輸送の大動脈が74日間切断されるという事態であった。この経験から大規模災害に対応するために、危機管理委員会を発足させ危機管理全般について見直しを実施した。なお、危機管理に関する取扱等の維持・管理を図るため、専門委員会として危機管理委員会を常設の審議機関とした。

(1) 主な制定内容

本社編	支社編
別冊 ア・救護編、イ・輸送編、ウ・営業編、エ・保全編、オ・化成品取扱編	等

(2) 防災規程体系



6 列車の運転規制

警戒宣言が発せられたときに旅客列車の運転規制手配が円滑に行われるために、判定会召集報を受領したときは、強化地域内を運転中、又は、強化地域内へ進入する予定の貨物列車について、原則として抑止等の手配を行うこととしている。

7 列車位置の確認

貨物列車が抑止された場合の現在位置を把握するため、東海道線・山陽線・東北線・上越線を運転する機関車に列車位置検知装置（GPS）を装置し、本社・支社が貨物列車の在線位置を把握する体制としている。

8 被災地への救援輸送

大規模地震が発生した場合、被災地に対する救援物資の輸送を行う体制を整えている。

阪神・淡路大震災時の救援物資輸送例

- ・東京（夕）駅～梅小路駅・梅田駅間
- ・12ftコンテナ109個輸送
- ・輸送量545t
- ・主な輸送品名：ブルーシート、飲料水、食料、毛布、衣類、軽自動車 等